



令和7年4月1日から 出産・子育て応援給付金(ぎふっこギフト)が 「妊婦のための支援給付」に変わります！

子ども・子育て支援法の改正により、「出産・子育て応援給付金」は令和7年3月31日に終了し、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」が開始されます。

『妊娠』に着目した給付となるため、対象を妊婦に限定し、現金給付(口座振込)となっています。また、これまで支給対象外であった流産・死産・人工妊娠中絶も給付対象になります。

「妊婦のための支援給付」の対象者

＊令和7年4月1日以降に妊娠中で、美濃加茂市に住民票のある妊婦

＊そのため、申請者は妊婦本人、振込口座も妊婦名義の口座に限ります。

●美濃加茂市では…

令和7年3月31日まで

時期	妊婦時	出産後
申請	母子健康手帳交付時～妊娠中	にじいろ面談～生後4か月頃
支給	ぎふっこギフト 1回目 (5万円相当のクーポン)	ぎふっこギフト 2回目 (5万円相当のクーポン)



令和7年4月1日から

時期	妊婦時～	
申請	母子健康手帳交付時	出産予定日の8週間前～
支給	妊婦支援給付金 1回目 5万円(口座振込)	妊婦支援給付金 2回目 胎児の数×5万円(口座振込)
※美濃加茂市から <u>妊婦給付認定</u> を受ける必要があります		

美濃加茂市では妊娠7～8か月のマタニティアンケートと一緒に申請方法をお伝えします

市公式LINE
のおともだち登録から簡単に。



＊令和7年3月31日までに出産応援給付金の交付決定を受けていない妊婦や、令和7年4月1日以降に出産予定の妊婦は「妊婦のための支援給付制度」の対象になります。

＊令和7年4月1日以降に出産応援給付金(ぎふっこギフト)での申請はできません。

＊令和7年3月31日以前に出産された方は、子育て応援給付金(ぎふっこギフト)の対象
令和7年4月1日以降に出産された方は、妊婦のための支援給付 2回目の対象
となります。

ご不明点、ご質問などあればお問合せください。今後ホームページにも詳細を掲載予定です。



美濃加茂市健康こども部 健康課 母子保健係

電 話

0574-25-4145(直通)